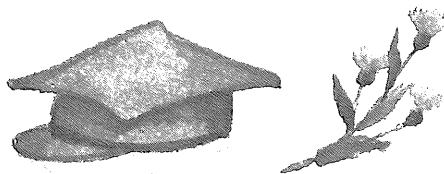


## 共通試験の時代へ(7)



名古屋大学教育学部教授  
佐々木 享

### 共通第1次実施に関する 法的強制をめぐる問題

共通第1次試験に関する、76年6月締切りの国大協のアンケートの任意記述欄には、いくつかの重要な問題も提起されていた。ここでは、共通第1次試験実施の法的根拠に関する問題に注目してみる。アンケートのまとめには、以下のような記述がみられた(『会報』No.73, 139頁)。

「『実現の法的根拠を明確にしてほしい』という意見は重要な問題を含んでいる。すなわち、法的な拘束がなければ、当該大学に入学を志望しているとは限らない受験生の試験監督を、当該大学の教官に対して学長が業務命令を出す権限があるのか。また、共通第一次試験方式を採用する、しない、の自由裁量権が各大学にあるのではないか、ということである。現行の『大学入学者選抜試験実施要項』は大学局長の通達であり、法的根拠が不明確のまま、いわばガイドラインの形をとっている。しかし、各大学は概ねこれに準拠して入試を実施しており、慣習化している。共通第一次試験も、国立大学の自主的発意で実施するのであり、各大学のコンセンサスとなれば、法令で規定する必要はない

のではないかと、との意見があったが、現実の実施の際には、法的な根拠に基づく通知等の措置が必要であろうとされた。」

ここでは、共通第1次試験を全国立大学に一律に導入することについて、国立大学協会が決定し、文部省が「大学入学者選抜実施要項」に実施法を書き込んだとしても、それが全国立大学(の教授会)を拘束し、強制させることができるのかという、共通第1次の導入に関するおそらく最も重要な論点が提示されている。そしてそれが一部の大学から提示され、かつ委員会に自覚されており、総会には「現実の実施の際には、法的な根拠に基づく通知等の措置が必要」という意見が紹介されていたこと(『会報』No.56, 55~56頁)は注目される。

しかしその後この共通第1次試験の法的根拠の問題は、76年7月の実施方法等調査専門委で多少話題となった(『会報』No.74, 50頁)にとどまり、総会直前(11月4日)の理事会では「文部省と国大協との協議により具体的かたちができることになる」とまとめられている(『会報』No.75, 10頁)。第58回総会においても話題となることはなかった。

この件についての文部省と国大協の協議の様子は管見の限りでは不明であるけれども、後日、

大学入試センター設置に関する国立学校設置法の一部改正と同時に公布された同法施行規則の一部改正より新設された第48条において決着がつけられた、と筆者にはおもわれる。そこには、「共通第一次学力試験は、各国立大学が大学入試センターと協力して、国立大学に入学を志願する者の高等学校の段階における一般的かつ基礎的な学習の達成の程度を判定することを目的として、同一の期日に同一の試験問題により、共同して実施するものとする」とある。管見の限りでは、法令が大学入学者選抜の方法にまで立ち入って規定している例はこれだけである（拙著『大学入試制度』176～179頁を参照）。前述の問題が意識された結果であろう。

#### 国大協、共通第1次試験にゴーサイン (76年6月22日)

前号に述べたアンケートの結果とその分析のもとつき、国大協の第58回総会(76年6月22日)は、以下の文書を承認した(『会報』No.73, 133頁)。

##### 大学入試改善に関する意見

国立大学協会は、共通第一次試験が大学入試の改善に資するものと判断する。

しかし、この共通第一次試験を実施することについては、種々重要な問題が残されているので、これらの問題について今後文部省とも協議し慎重に検討した上で国立大学協会の方針を決定したい。

文部省との協議等が残されているとされているけれども、事実上、共通第1次試験にゴーサインを出したとみてよい。

7月26日の理事会では、2回の文部省との協議の上、共通第1次試験の78年3月からの実施如何にかかわらず、来年度に大学入試センターを設置するという30億円にのぼる概算要求を出

すことを承認した(『会報』No.74, 9～10頁)。

#### 国大協、共通第1次の導入を 最終的に決定(76年11月)

第58回総会の後、国大協は10月10・11日に76年度の実地研究をした他、3回にわたり文部省と協議を重ね、その中で77年度の概算要求につき合意した。概算要求の主な事項は、大学入試センター(後述)の設置、各国立大学への入試担当職員の配置、コンピュータおよび読み取り装置の購入等である。各地区別に高校側への説明会も行われている。そこでの、話題の多くはいわば技術的なものであったけれども、なかには、「職業高校側から代替科目、とくに英語Aの出題について配慮」して欲しいという要望もふくまれていた。そのほか、実施方法等専門委員会や理事会では、共通第1次の実施時期を1月20日以前にせざるを得ないであろうことやそれに伴う諸問題も検討された(『会報』No.75, 10頁)。

以上にのべた経過の後、76年11月17・18日開催の国大協第59回総会は、国立大学共通第1次試験の構想に関する最終的な意志決定である「まとめの意見」を採択し、同時に「文部省への要望」を提出することが承認された(『会報』No.75, 24～29頁)。

これを承けて、77年1月20日には、大学入試センター設置をふくむ77年度予算の政府原案が決まった。なお77年度については、国立80大学を会場とした8万人規模の試行テスト予算も計上された(『会報』No.76, 98頁)。

#### 揺れた共通第1次の実施時期

共通第1次試験を導入することがほぼ決まった後になって、なお若干の問題が揺れ動いた。

## 回答の分類

| 実施時期 \ 実施の可能性                  | 実施可能 | 何とか実施可能 | 実施不可能 | 記入なし |
|--------------------------------|------|---------|-------|------|
| A案：共通1次を1月下旬の土・日曜日，各大学の2次を3月実施 | 24   | 38      | 13    | 3    |
| B案：1次を夏休みの終りに，各大学の2次を3月実施      | 2    | 17      | 55    | 4    |
| C案：1次を10月中旬実施，各大学の2次を3月実施      | 2    | 19      | 54    | 3    |
| D案：1次を冬休み中に，各大学の2次を3月実施        | 13   | 32      | 31    | 2    |
| E案：1次を2月末～3月初旬，各大学の2次を3月下旬に    | 49   | 15      | 12    | 2    |
| F案：1次を2月末～3月初旬，各大学の2次を4月下旬に    | 2    | 19      | 53    | 4    |
| G案：共通1次を6月に実施，各大学の2次を7月に実施     | 1    | 4       | 69    | 4    |

その一つは実施時期の問題であった。入試改善調査委は76年のアンケートにおいてA～Gの7案をしめしていた。76年6月の第58回総会に報告されたこれに対する大学側の回答は表の如くであった（『会報』No.73, 134頁）。

この結果から委員会は、「E案を基礎として、A案、D案および新提案を考慮して、実施時期を繰り上げる必要がある」とした（同上, 135頁）。かなり幅のある提案であった。

この日程案は、その後次第に煮つめられていった。まず最有力の2月案については、76年7月29日の入試改善調査委において、「私立大学の入試のことを考えると」「2月に繰り下げることにはできない。そうなると1月ということになる」というしぼりがかげられた（『会報』No.74, 47頁）。その1月案についても、9月22日の実施方法等調査専門委において、降雪の難点のほか、「1月下旬にかかる」と私立大学の入試との関係が出てくる」ことが問題となり、結局、「共通第一次試験を12月下旬」、「各大学の第二次試験を現行一期校の試験時期である3月初め」とする案が次第に有力になっていった（同

上, 57, 58頁）。

その後も1月案が登場するなどの動揺があったけれども、77年4月12・13日の実施方法等調査専門委において、最終的には、年末冬休み中の「12月20～28日の間の2日間」という入試改善会議の提案を了承した（『会報』No.76, 107頁）。途中経過は省略するけれども、この日程案は、6月21日の第60回総会に報告された（『会報』No.77, 40頁）。

## 共通第1次試験への公立大学参加

国大協の共通第1次試験導入に関する構想は国立大学についてのみ実施することを想定して調査研究がすすめられた。しかし公立大学協会は早くからこの動きに関心をしめし、74年11月11日の国大協の理事会には、「国大協の共通一次に加えて欲しい」という公大協の意向が伝えられていた（『会報』No.67, 41頁）。

公大協は、大学入試センター設置法が成立した77年の12月7日には、文書によって共通第1次試験への参加を国大協と文部大臣に申し入れた。国大協は、当事者ではないという立場にた

ちながらも参加の形態を種々検討し（『会報』No.76, 30頁）、77年4月13日の入試改善委でこれを受け入れる回答を了承した（『会報』No.76, 114頁）。

しかし、公立大学の共通第1次試験への参加の態様をめぐって、方針は揺れた。当初は、試験の実施責任は主管の国立大学にあり、公立大学は一つの試験場的な形にすぎないと考えられてきた。ところが、77年9月29日の第2常置委で、不測の事態が生じた場合の処理方法をどうするかという問題が大学入試センターから出され、「試験場のことだけでなく、試験事務の一切を主管の国立大学から委託をする」形式の方がスムーズという考え方が出され（『会報』No.78, 41～42頁）、この一括委託の考え方は翌9月30日の理事会で承認された（同上, 9頁）。

ところがその後、11月15日の第2常置委において、地方自治法により、「国の事務を地方では処理できないことになっていること」がわかり、この「一括方式」の考え方は撤回され、77年11月の第61回総会において、再び「非常の場合にのみ公立大学長の責任においてこれを処理する」、実際面での協力・分担はあるにせよ、その他は国立大学長の責任で行うことになった（『会報』No.79, 32頁）。

#### 大学入試センター設置法の成立(1977年5月)

通例の入試改革といわれるものとは違って、共通第1次試験を導入するために、法律が制定された。全党一致であった。その試験の実施機関である「大学入試センター」を設置すること、国立学校設置法の中に（同法一部改正として）書き込んだことがそれである。同法一部改正案は1977年4月22日に成立し、省令等の関係法令とともに、5月2日に公布された。共通第1次

試験実施に関する法律上の基礎が省令に書き込まれたことは前述した。

こうして、共通1次試験の1979年度からの実施が実質的に決まったため、国大協の理事会は、入試調査特別委員会（入試改善調査委員会）と入試期特別委員会とを6月10日をもって廃止し、以後の入試関係の事項はすべて第2常置委で扱われることとされた（『会報』No.77, 123頁）。

#### 1979年度より共通第1次実施が正式に決まる（1977年6月）

大学入試センターが発足した直後の5月12日には、1979年以降の入学選抜実施要項に関する大学入試改善会議の案がまとめられている。これは、「国大協の構想をそのまま認め」た試案であったという（『会報』No.77, 18頁）。これをうけて6月30日付で、文部省大学局長は「昭和54年度以降における大学入学選抜実施要項について」を通知した。これを追うように、3日後の7月2日には、大学入試センター所長から「昭和54年度入学選抜に係る共通第一次学力試験実施について」が通知された。これらにより、国立大学（短大をのぞく）について共通第1次学力試験が1979年度入試から実施されることが公的に表明された。